

「鳥取県物流事業者等 新規荷主開拓支援事業補助金」のご案内

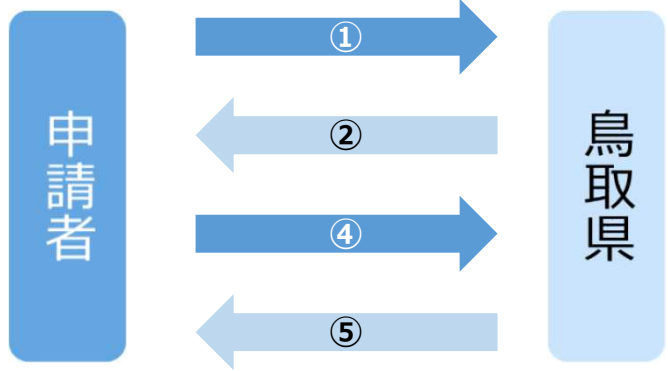
鳥取県では、境港の利用拡大を図るため、境港を利用する新規荷主の開拓を行う物流事業者の方へ助成します。ぜひご利用ください！

■ 補助金の概要について

補助対象者	物流事業者等（※） ※貨物利用運送事業者、港湾運送事業者、海上運送事業者、商社
補助対象事業	①境港を新規に利用する荷主を開拓するもの ②境港利用歴はあるが、過去1年以内に取り扱いのない新たな品目の輸出または輸入を開始する荷主を開拓するもの ただし、①、②いずれも補助事業期間中の輸出または輸入貨物の総取扱量が 10TEU以上 となるものが対象。 また、境港利用の継続性が認められない一過性の事業については補助の対象外。
補助金額	1TEUにつき、1万円
補助上限額	1認定事業者につき、100万円
補助事業期間	補助事業開始日から1年間 ただし、補助事業開始日から1年間を経過する前に補助限度額に達した場合、もしくは対象となる事業の条件に達した場合は、その時点で交付申請が可能です。

■ 補助金交付申請手続きの流れについて

- ①補助事業認定申請書の提出
- ②事業の認定通知
- ③事業開始
- ④交付申請書、実績報告書の提出
- ⑤交付決定、補助金の交付



※各申請様式については、鳥取県HPからダウンロードできます。

お問い合わせ先

鳥取県商工労働部通商物流課 通商・物流担当 生田
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 番地
電話番号：0857-26-7661 ファクシミリ：0857-26-8117
E-mail：tsushou-butstryu@pref.tottori.lg.jp
URL：https://www.pref.tottori.lg.jp/port/forwardershien/

